第14期定時株主総会
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

ワンダープラネット株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第17条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権の状況

名称		第７回新株予約権
発行決議日		2018年８月30日
新株予約権の数		6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　6,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき2,500円
権利行使期間		2020年８月31日から 2028年８月30日まで
新株予約権の行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	社外取締役	新株予約権の数　5,000個 目的となる株式数　5,000株 保有者数　１名
	監査役	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１名

（注）新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第９回新株予約権
発行決議日		2019年８月30日
新株予約権の数		7,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　7,000株
新株予約権１個当たりの発行価額		払い込みを要しない
権利行使時１株当たりの行使価額		１株につき2,500円
権利行使期間		2021年８月31日から 2029年８月30日まで
新株予約権の行使の条件		（注）
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　6,000個 目的となる株式数　6,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　1,000個 目的となる株式数　1,000株 保有者数　１名

（注）新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

名称		第12回新株予約権
発行決議日		2025年11月27日
新株予約権の数		520個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　52,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		1個につき23,600円（注）1
権利行使時1株当たりの行使価額		1株につき773円
権利行使期間		2027年11月28日から 2029年11月27日まで
新株予約権の行使の条件		（注）2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　520個 目的となる株式数　52,000株 保有者数　3名
	社外取締役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名
	監査役	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 保有者数　一名

（注）1．新株予約権1個当たりの発行価額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定された公正な評価額であります。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受けた者に対し、払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により、本新株予約権の付与を行っております。

2．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 権利者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称		第12回新株予約権
発行決議日		2025年11月27日
新株予約権の数		519個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式　51,900株
新株予約権1個当たりの発行価額		1個につき23,600円（注）1
権利行使時1株当たりの行使価額		1株につき773円
権利行使期間		2027年11月28日から 2029年11月27日まで
新株予約権の行使の条件		（注）2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　519個 目的となる株式数　51,900株 交付対象者数　7名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　一個 目的となる株式数　一株 交付対象者数　一名

（注）1．新株予約権1個当たりの発行価額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算定された公正な評価額であります。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受けた者に対し、払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により、本新株予約権の付与を行っております。

2．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

① 権利者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　監査法人FRIQ

（注）当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2025年11月27日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

（2）報酬等の金額

	報酬等の金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当事業年度において、前任会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対し、現任会計監査人への監査業務引継ぎに係る報酬として2,000千円を支払っております。

（3）非監査業務の内容

非監査業務の内容について、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務のことを指しており、内容は会計監査人交代に伴う引継ぎ関連業務であります。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等、必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

（1）業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

1　当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

2．取締役は、毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

3．取締役及び使用人に対し、「リスクコンプライアンス管理規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

4．内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

5．金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

6．反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

7．使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

8．内部監査を実施し、結果を代表取締役及び各部門に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社のコンプライアンス体制の適正を確保する。

9．当社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

2　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

1．情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「機密漏洩防止規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

2．「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

3　当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1．リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コーポレート部担当役員がリスク管理の主管部門として、「リスクコンプライアンス管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

2．大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

4　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

2．「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。

3．経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に１回、当社の取締役会において中期経営計画のローリングを行う。

4．当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

5　当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前承認を求める。

2．当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

3．当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査責任者が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

4．反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、当社、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

6　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

1．監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。

2．当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

3．補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

7　当社の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1．当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

2．当社の監査役は、重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。

3．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査役会に報告する。

4．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。

8　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。

2．内部監査人は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。

3．稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。

４．当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行（監査役の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1　取締役の職務の執行について

当社は「取締役会規程」に基づき、原則月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を３名選任し、取締役会による当社取締役の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を15回開催しております。

2　リスクマネジメント体制の構築について

リスクの軽減、予防の推進及び迅速な対処のため、「リスクコンプライアンス管理規程」を制定し体制の構築を図っております。また、問題の早期発見、未然防止を図るため、内部通報窓口を設置しているほか、原則週１回開催される常勤の取締役や監査役、各部門の責任者が出席する会議において、当社グループの事業を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理が可能となるようにしております。なお、当事業年度において重大な法令違反に関わる内部通報案件はありません。

3　監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。この他、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について監視を実施しました。また、内部監査人及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

株主資本等変動計算書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	575,708	1,183,000	1,183,000	△1,066,344	△1,066,344	△96,997	595,367	－	595,367
当期変動額									
当期純損失				△329,916	△329,916		△329,916		△329,916
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								9,168	9,168
当期変動額合計	－	－	－	△329,916	△329,916	－	△329,916	9,168	△320,747
当期末残高	575,708	1,183,000	1,183,000	△1,396,260	△1,396,260	△96,997	265,451	9,168	274,619

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

・その他有価証券

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　10年～24年

工具、器具及び備品　　４年～10年

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。なお、運営権についてはその効果の及ぶ期間（５年）に基づいております。

(3) 繰延資産の処理方法

新株予約権発行費　　支出時に全額費用処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益の計上基準は、以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（自社開発・運営モバイルゲーム内課金）

モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っております。当該サービスの顧客との契約における履行義務は、顧客であるユーザーに対し、モバイルゲーム内キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持・提供することであると判断しております。そのため、提供するアイテムの性質に応じて顧客の見積り利用期間に基づいて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して利用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であることから、ユーザーがモバイルゲーム内通貨を消費した時点で収益として認識する場合と比較して収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

（受託開発・運営に係る収益）

他社から受託しモバイルゲームの開発・運営を行っております。受託開発における履行義務は、顧客である企業に対し開発するモバイルゲームの提供であると判断しております。そのため、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、開発の進捗度（見積総原価に対する発生原価の割合）に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で充足される履行義務については、顧客の検収時点で収益を認識しております。

また、受託運営における履行義務は、顧客である企業に対しモバイルゲームの運営に係る受託したサービスの提供であると判断しております。そのため、受託サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、契約に定められた報酬及び、ユーザーからの課金収入に応じて算定されております。

（広告の配信に係る収益）

モバイルゲーム内での広告配信を行っております。当該サービスにおける履行義務は、顧客であるアドネットワーク事業者が指定する広告を自社運営のモバイルゲーム内で配信することであると判断しております。そのため、顧客との契約に基づき広告の配信を通じて履行義務が充足されると判断し、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

2．表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「補助金収入」（前事業年度は、31千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

また、前事業年度まで区分掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」（当事業年度は、19千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（繰延税金資産の回収可能性）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　28,855千円

(2) 会計上の見積りの内容について理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画であります。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

②に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　66,915千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　70千円

短期金銭債務　100千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高　312千円

営業取引以外の取引による取引高　133千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,598,212株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　48,656株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　60,838株

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金の他、必要な資金について社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、１年以内の支払期日となっております。

社債及び借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

これらの金融負債は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、定期的なモニタリングにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

金利変動リスクについては、定期的な金利動向の把握と、一部の借入金については金利を固定化することにより、リスク低減を図っております。

流動性リスクについては、定期的に資金繰り計画を策定し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)　社債　（※３）	260,000	260,000	－
(2)　長期借入金　（※４）	770,288	770,220	△67
負債計	1,030,288	1,030,220	△67

（※１）　「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※２）　市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	0
関係会社株式	1,000

（※３）　１年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

（※４）　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
社債	－	260,000	－	260,000
長期借入金	－	770,220	－	770,220
負債計	－	1,030,220	－	1,030,220

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,118,659千円
ソフトウエア	276,661
減損損失	17,691
未払事業税	4,018
その他	2,147
繰延税金資産小計	1,419,178
評価性引当額	△1,390,323
繰延税金資産合計	28,855
繰延税金資産の純額	28,855

9．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	モバイルゲーム事業
課金・広告収入等の売上高	703,948
開発・運営売上高	1,240,911
顧客との契約から生じる収益	1,944,860
その他の収益	－
外部顧客への売上高	1,944,860

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記　(5) 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	310,064
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	144,521
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	83,652
契約負債（期首残高）	13,209
契約負債（期末残高）	14,936

契約資産は、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益に係る未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務に基づいて認識した収益に係る前受金であり、貸借対照表においては前受金に含まれております。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13,209千円であります。

当事業年度より、顧客との契約について進捗度に応じて一定期間にわたり認識した収益に係る契約資産が発生したことにより、契約資産の残高が増加しております。

②残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たりの純資産額　104円12銭

(2) １株当たりの当期純損失　129円40銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

減損損失

(1) 減損損失を認識した資産及び減損損失額

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
本社（愛知県名古屋市）	共用資産	建物	9,423
本社（愛知県名古屋市）	事業用資産	運営権	81,666

(2) 減損損失の認識に至った経緯

共用資産である建物については、継続的に営業損失を計上していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失（9,423千円）を計上しております。

運営権については、2022年５月１日付でプラスユー株式会社との「クラッシュフィーバー（以下「本タイトル」という。）」に関する業務提携の解消及び同社からの固定資産の取得を行いました。本タイトルは運営11年目を迎え長期にわたり当社の収益基盤を支えておりますが、近年のモバイルゲーム市場を取り巻く市場動向や競合環境、ユーザー嗜好の変化等の影響を受け、直近のKPIは当該運営権取得時の事業計画を下回る推移となっております。本タイトルの運営継続を前提としつつ、将来の収益予測を保守的に再評価した結果、当該運営権より得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失（81,666千円）を計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社は管理会計上の区分を最小の単位とし、主要タイトルごとにグルーピングを行っております。また、建物については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、経済的残存使用年数経過時点における正味売却価額と、経済的残存使用年数における使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については、売却又は転用が不可能な資産のため、ゼロとして評価しております。使用価値については、将来の収益予測を保守的に再評価した結果、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。